

平成21年第10回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成21年12月4日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第70号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第71号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第72号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第73号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第74号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第11 議案第75号 平成21年度片品村一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第12 議案第76号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第13 議案第77号 平成21年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第78号 平成21年度片品村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第70号 片品村税条例の一部を改正する条例について

- 日程第 7 議案第 7 1 号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 8 議案第 7 2 号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7 3 号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 7 4 号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 11 議案第 7 5 号 平成 2 1 年度片品村一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 12 議案第 7 6 号 平成 2 1 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 2
号）について
- 日程第 13 議案第 7 7 号 平成 2 1 年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第 1
号）について
- 日程第 14 議案第 7 8 号 平成 2 1 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）に
ついて
- 日程第 15 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

会議録 1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 1 年 1 2 月 4 日			
出席議員 1 3 名		欠席議員 名	欠員 1 名
第 1 番	戸丸廣安		(出席)
第 2 番	星野千里		(出席)
第 3 番	飯塚美明		(出席)
第 4 番	入澤登喜夫		(出席)
第 5 番	笠原耕作		(出席)
第 6 番	大竹文夫		(出席)
第 7 番	星野侃三		(出席)
第 8 番	高橋正治		(出席)
第 9 番			
第 1 0 番	吉野勲		(出席)
第 1 1 番	星野育雄		(出席)
第 1 2 番	星長命		(出席)
第 1 3 番	萩原日郎		(出席)
第 1 4 番	星野完治		(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	飯 塚 欣 彦
総 務 課 長	星 野 準 一
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	桑 原 護
農 林 建 設 課 長	桑 原 健 一 郎
むらづくり観光課長	佐 藤 八 郎
教 育 次 長	田 村 利 夫
会 計 管 理 者	吉 野 耕 治

事務局職員出席者

事 務 局 長	萩 原 正 信
主 査	星 野 照 子

議長（入澤登喜夫君） ただいまから、平成21年第10回片品村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

午前10時07分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（入澤登喜夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番 飯塚美明君及び5番 笠原耕作君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（入澤登喜夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの7日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月10日までの7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（入澤登喜夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しました。

次に、議員派遣の件を報告します。

お手元に配付してあります、議員派遣報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員長視察報告

議長（入澤登喜夫君） 日程第4、常任委員長視察報告の件を議題とします。

本件について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 星野侃三君。

(総務文教常任委員長 星野侃三君登壇)

総務文教常任委員長 (星野侃三君) はい、7番。

今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

- 1 視察の期日 平成21年9月30日
- 2 視察の場所 長野県栄村
- 3 視察の目的 げたばきヘルパー・絵手紙列車・田直し事業・道直し事業・雪おろし事業・デマンド交通システムなどユニークな栄村の取組について
- 4 視察の概要

長野県栄村は、関越道石打インターより新潟県の津南町を通っていきます。栄村の秋山郷などは、新潟県津南町に出て村の中心地に行く地形は、片品に少し似ています。

また、片品と違う所は、鉄道が走っていたり、7mも雪が降ったこともある日本有数の豪雪地です。

人口は、2,300人くらいの小さな村ですが、村独自の雪害対策事業を実施している村です。

今回の視察目的にあるように、げたばきヘルパーを始め、数多くの栄村のユニークな取組について視察しました。

5 視察の結果

日本で有数の豪雪地栄村のげたばきヘルパーという福祉の取組について視察しました。このげたばきヘルパーという名称は、下駄をはいて真夜中でも駆けつけられるということから名前をつけたようです。

人口は、2,300人余りと小さな村ですが、有資格者が約180人登録されていて、住民による安心ネットで高齢者が、住み慣れた村で暮らせるように目指しています。

そのほかにも、絵手紙列車、住民が直営で行う田直し事業や道直し事業、冬期間の高齢者宅の雪下ろし事業、デマンド交通システムなどについて視察研修しました。経費を最小限にとどめた事業が多くとても参考になりました。

また、各地区に片品でいえば区であろうかと思いますが、村はその区に一定額のお金を出し、自分たちで考えて領収書も特に要らない。持ってきても持ってこなくもいい。その金を何に使ってもいい。この発想は、住民が頭を使って何かを考えて使うというどこにもない発想だと思いました。

以上です。

議長 (入澤登喜夫君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長（入澤登喜夫君） 次に、観光産業常任委員長の報告を求めます。

観光産業常任委員長 戸丸廣安君。

（観光産業常任委員長 戸丸廣安君登壇）

観光産業常任委員長（戸丸廣安君） はい、1番。

今期定例会までに観光産業常任委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

- 1 視察の期日 平成21年10月1日
- 2 視察の場所 長野県小川村 株式会社 小川の庄 おやき村
- 3 視察の目的 (株)小川の庄設立からの経緯について
小川の庄の五つの目標について

目標の中身は、一つ「一集落一品づくり」、二つ「60歳入社、定年なし」、三つ「若者に夢のある職場づくり」、四つ「製造販売の直売方式」、五つ「明るく楽しく元気良く」でした。

4 視察の概要

本委員会は、人口約3,200人の小規模自治体ながら、創意工夫と努力により、活気のある小川村に注目しました。その象徴的存在が、株式会社 小川の庄おやき村でした。同じく農業と観光を主産業とする片品村にとって、しかも身近な「やきもち」を全面に出して成功している企業訪問ということで、参考にすべき点が多いのではないかと考えたからでした。

おやき村の中心（本店）は、標高570mの山地にあり、そこまでの上りそしてそこからの下りは、道路が狭いため、マイクロバスだと至難の業でした。

到着するや否や、おやきづくりの実演を見ました。出迎えてくれた「おやき村村長」権田近芳氏からおやき村の歴史と現状の説明を受けました。

また、縄文おやきや田舎会席を賞味することで、舌でもその成功の秘密に迫る機会となりました。

5 視察の結果

株式会社 小川の庄おやき村は、昭和61年、行政・農協・小川村民協力の第三セクターとして創業され、以後、株式会社となり、80数人を雇用する年商8億円の小川村屈指の企業へと成長しました。店舗は、長野市の善光寺や長野駅付近や松本市にもあります。

おやき村の生き証人である権田氏（85歳）から創業以来25年間の苦労話とおやき村ならではの企業マインドを聞くことができました。

案の定、作業中の年寄り「村民（社員）」が元気だったし、前面に出ているのが驚きでした。「定年なし」の人材登用法を垣間見ることができました。

見せ場の一つは、囲炉裏の特大のハウロクで、そこでおやきを焼いて見せる実演販売も奏功しているようでした。

「ああ怖かった、なぜこんな山中に」「下の通り付近に店を構える方がよほど良いのでは」などの、よく聞くお客さんの投げかけ言葉に対して、権田氏は意外な答えをしています。狭く急こう配の坂道に一抹の不安を抱きながら本店に辿り着いたお客さんに、「ここに命がけで来ることに価値があるのですよ」とまで言い切っているからです。まるで交通不便さを逆手に取った経営方針のようでした。私たちも、スリルの後の安ど感のうちにそこで昼食をとったが、やはり各自がより多くしかも美味しく食べた気がしました。

本店所在地は、縄文おやきの名称が縄文時代におやきを食べた痕跡が近くにあることに由来しています。でっかいハウロクが吊るされた家屋は、縄文時代の竪穴式住居をモチーフにしたものでした。おやきや山菜の本格的な加工場は、交通の便の良い場所にあります。

株式会社 小川の庄 おやき村の経営は、一見順風満帆に見えました。だが経営陣は、危機感を緩めないでいました。「今まで通りではだめ、改革をしていかないと」これは権田氏の話です。との表現にみられるように、顧客マインドを見逃さないように、おやきの具などの工夫や新商品の開発と不断の努力を惜しまないようでした。インターネット活用による販路拡大にも努めていました。山菜などの具材は、極力地元調達とするなど、地域貢献が企業方針でした。

最後に、小川村や株式会社 小川の庄 おやき村から片品村が学ぶべきことは、交通の不便さは、必ずしもマイナスではなく、プラス効果も生む。

おやきという何の変哲もない普及品でも、企業努力で大成功できる術はある。

「縄文おやき」のように、好かれる商品にはやはり物語やロマンが必要である。

豊かな自然環境とその素材を生かした加工品こそ推進すべきである。

の少なからず4点でした。

なお、補足ですが、前日9月30日の長野県栄村訪問では、小回りの利く巡回型デマンドバスの運行実績と将来性などを栄村副村長ほか村幹部から聞くことができました。これもまた有意義な行政視察となりました。

以上でございます。

議長（入澤登喜夫君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで各常任委員長の報告を終わります。

日程第5 一般質問

議長（入澤登喜夫君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

11番 星野育雄君。

（11番 星野育雄君登壇）

11番（星野育雄君） はい、11番。

鳥獣被害防止対策について、質問申し上げます。

本村は、鳥獣の生息分布区域の拡大、過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加に伴い、クマ・シカ・カモシカ・野ウサギ・イノシシ・猿・ハクビシン・カラス・スズメ・キツツキなどの鳥獣が農作物、山林の立木、養殖魚等を食い荒らし、農林水産業に多大な損害を与え、農業者にとって深刻な問題となっています。

村は、小規模土地改良事業で鳥獣侵入防止柵の建設を進めていますが、有害鳥獣侵入防止柵未設置地区はどこか。組長単位の集落名で答弁願います。それが一つです。

2番目ですが、未設置地区全体の侵入防止柵設置の総延長距離はどのくらいか。

3番目ですが、平成22年度予算で、どこの地区で、何mくらい実施する予定か。

4番目ですが、今後、何年間で村全体の有害鳥獣侵入防止柵を完成することになっているのか具体的にお伺いします。

片品村は、本年度鳥獣害防止総合対策事業のソフト事業に取り組んでいるのか。

鳥獣被害防止特措法第4条に規定する被害防止計画を策定してあるのか。

村、農協、森林組合、漁業組合、試験研究機関、猟友会、集落の代表者等で構成する地域協議会を結成しているのか。

箱わな等の捕獲機械の導入、狩猟免許講習会への参加、犬を活用した追い払い、被害防止技術の導入・実証、緩衝帯の設置、被害を発生させている鳥獣の生息調査などを実施しているのか。

その成果と今後の方策を伺いたい。

5番目ですが、侵入防止柵設置を小規模土地改良事業から国の鳥獣害防止総合対策事業に切り替えたほうが良いのではないかと。質問理由を申し上げ、答弁を伺いたい。

一つは、現在実施している小規模土地改良事業（県単）での鳥獣害防止施設の村負担率は55%だが、鳥獣害防止総合対策事業（国の補助事業）ですれば、村の負担率は9%で済むのではないかと。

一つ目の補足ですが、補助残45%を国の補助事業ですれば、補助残の45%を村が負担した額の80%は特別交付税措置がされます。

次に、本年度、穴沢と山崎で2kmを事業費2,600万円、村費1,430万円掛けて侵入防止柵を建設していますが、今後国の補助事業で実施すれば、同じ金額で6倍すなわち12kmですね、の距離の侵入防止柵が建設できることになるのではないかと。

三つ目は、鳥獣害被害が増大する中で、山林より先に、住宅と耕作放棄地を含めた農地区域を村全体に有害鳥獣侵入防止柵を県単事業でなく、国の補助事業に切り替えて計画的

に建設するべきではないかということです。

それから6番目ですが、その他、今後の鳥獣害防止策として、どのようなことを計画しているのか。

その6点について、村長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

星野育雄議員のご質問に答える前に、議会で配付されております一般質問（第61条）の定義について、通告は質問内容が詳細に分かるように記入する。そして通告以外の質問は認めないそういうところがあることを理解していただきたいと思います。

それでは星野育雄議員の通告に基づいて、ご質問にお答えいたします。

始めに、村内の有害鳥獣による被害状況ですが、近年、野生鳥獣による農作物の被害は、年々深刻な状況にあり、その対策には大変苦慮しているところであります。

農作物に被害を及ぼしている鳥獣ですが、以前は、主にニホンジカ、ツキノワグマ、カラス等でしたが、最近では、以前は見られなかったイノシシやハクビシン等も村内全域に出没しており、特に猿による被害が増加しており、農家にとっては大変深刻な問題となっております。

さて、最初のご質問の有害鳥獣進入防止柵未設置地区についてですが、平成6年度から鳥獣害防止柵設置事業に取り組んできました。

地区別の設置状況ですが、菅沼、築地、下平、摺淵の大室、幡谷、花咲、東小川、越本、土出、鎌田の村山地区で、今年度の実施箇所を含め総延長3万944mとなっております。

未設置地区につきましては、須賀川、御座入、摺淵、戸倉地区ですが、初期に設置された柵は、シカの進入防止を目的としたものであり、イノシシはこの下に穴を掘って進入してしまうため、これに裾をつけイノシシ対策用に改修する必要があります。

また、既に設置されている地区につきましても、まだ続けて延長していく必要があると思われまます。

次に、未設置地区全体の進入防止柵設置の総延長距離についてですが、各地区からの要望によって順次事業を進めております。

先ほども申し上げましたように、既に設置されている地区につきましても、更に延長が必要な箇所もあります。

また、初期に設置された柵をイノシシ用に改修する必要もありますので、未設置箇所の総延長については、地区からの要望状況や被害の状況、ルートを選定などにより距離が異なるために、未設置地区の総延長距離の把握は困難な状況となっております。

次に、平成22年度予算で、どこの地区で何mくらい実施する予定かにつきましては、現在実施しております穴沢地区及び花咲地区を、本年度に続けて約1,200m実施する予定であります。

次に、村の鳥獣害防止対策計画では、今後、何年で村全体の有害鳥獣侵入防止柵を完成させることになっているのかについてですが、有害鳥獣侵入防止柵設置についての計画は未策定ですが、今後は、地区からの被害状況や関係機関のご指導をいただきながら新設、又は改修事業を随時実施していく予定であります。

次に、侵入防止柵設置を小規模土地改良事業から国の鳥獣害防止総合対策事業に切り替えたほうが良いのではないかについてですが、本村におきましては、平成6年度から林業県単事業を中心にシカの侵入防止柵を設置し、その効果も確認しております。近年ではイノシシの被害が増加傾向にあり、平成16年度からは小規模土地改良事業による防護柵設置が事業の中心となっております。国の鳥獣害防止総合対策事業での実施につきましては、県とも協議しながら作業歩掛、諸経費、製品等を現事業と比較検討し、導入して行きたいと考えております。

次に、その他、今後の鳥獣害防止対策として、どのような事を計画しているのかについてですが、鳥獣による農作物への被害は、年々深刻な状況にあり、その対策には大変苦慮しております。この対策には、地域の方々や特に猟友会の皆様のご理解とご協力が不可欠であり、日頃のご協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

現在、この対策には防止柵の設置のほか、昨年度より猟友会員の中から巡視員3名をお願いし、村内の巡回を行っており、その効果につきましては、農家の方々からも評価をいただいております。

昨年度には、村内各行政区の区長や猟友会、農協関係者等で、被害や対策方法などの情報を共有して被害の未然防止のため、片品村有害鳥獣被害防止対策協議会を設立しました。

また、役場の職員から有志を募り、村が費用負担し、7名が狩猟免許の取得に向け準備をしております。資格免許の取得後は、緊急の際に出動することになっております。

利根町におきましては、モンキードックを県の補助事業により導入し、効果が現れているとのことであります。片品村におきましても、このモンキードックを導入し、被害の防止に努めたいと考えております。これには犬を飼っていただける人の協力が必要ですので、是非、地域の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

今後とも、被害の防止に向けた様々な取組を実施していきたいと考えておりますので、議員各位のご協力とご指導を賜りますようお願いを申し上げます、星野育雄議員への答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

質問の項目の3に関連してですが、穴沢と山崎については、今年度も継続事業というこ

とですが、2区でも要望事項として提出してあるわけです。特に2区でも武尊根小学校の前の雨乞山が禁猟区になっているために、鳥獣の住処になっていてクマの出没で小学生が危険にさらされたり、それからシカ、カモシカ、猿それからイノシシ、タヌキなどができた農作物を食い荒らして大きな被害を被っているので、平成22年度事業で鳥獣侵入防止柵の建設をしてもらえないか伺いたい。それが1点です。

よろしくをお願いします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

詳細については、農林建設課長に説明をさせます。

議長（入澤登喜夫君） 農林建設課長 桑原健一郎君。

農林建設課長（桑原健一郎君） 先ほどの村長の答弁にもありましたように、平成22年度で実施する予定箇所ですけれども、これについては、今年度実施しております花咲の山崎地区それから東小川地区ということで、この2か所について今のところ導入を検討しております。

なお、これにつきましては、先ほども申しましたように、県単の補助事業を利用している関係上、とりあえずこの2か所で検討したいと考えています。

なお、県のほうの要望の関係で、これに追加が可能なものであれば協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

その点については、村長も比較検討するという話なので、是非、国の事業でやれば今の6倍できるわけですから、同じ村の支出で6倍できるわけですから、摺削に限らず全村的な計画を立てて、是非、計画的に実施していただかないと、片品村の農業者ばかりではないですけども、村民は非常に窮地に追い込まれるということを申し上げておきたいと思っております。

それからあとは完全に申し上げたので、そういう鳥獣害被害について、是非。

ちょっと課長に確認したいのですが、村長の答弁がないんですけども、本年度片品村は、鳥獣害防止総合対策事業のソフト事業に取り組んでいるのではないですか。

(発言する者あり)

議長 (入澤登喜夫君) 次に、 13 番 萩原日郎君。

(13 番 萩原日郎君登壇)

13 番 (萩原日郎君) はい、 13 番。

与えられた時間、村長に伺いながら理解を深めていきたいと思ひます。

かつて、東京都の美濃部知事が、「東京ごみ戦争を宣言します。」と言われたのは、何年前になるでしょうか。我が国が、敗戦後の復興から驚異的な経済成長の最中であつたと思ひます。

こんな時代に前後する昭和 45 年、国は産業廃棄物処理法を制定し、産業活動の過程において生じる廃棄物の処理について、物質の指定を細かく定められました。国民の多くがこれらを周知するわけではなかつたと思ひます。

また、私自身にしても同様であります。こうしたことについて、まともに考えたという記憶もありません。多くの方が日常生活の中で、よほど不自然と感じなければ、改めて考えなかつたのではないのでしょうか。

この度、村長が過去に産廃の不法投棄があつたという風聞や知人から聞かされても、そんなに重大なこととは考えませんでした。一般常識の範囲内で、親会社の指導もあつて、多少の逸脱があつたとしても、社会から強く批判されるほどのことはいらうと思つていたからであります。

そんな折、沼田利根環境オンブズマンの会という団体名からの告発文として、村民の手できちんと明らかにすべしという手紙を受け取りました。

しかし、この時期、そう遠くなく 9 月定例議会を控えていたので、村長からの説明も含めて、問題なく処理されるだらうと思つて 9 月定例議会に臨みましたが、どういうわけか、村長を支援する議員さんもこれをひたすら隠そうという行動に見えてならず、公明・正大・ガラス張りの村政をと言つていた村長とそれを支援する人たちとしては、極めて不自然を感じた次第であります。

もっとも、ここ一、二年の間、村長は既に 2 回、議会の一般質問の答弁において、結果としてうそとなる答弁をし、事実の隠ぺいをしようとしたかのように受けとめられることがありましたが、これらについては、それぞれそれなりの補足と追加質問という形で解決されています。

私のこの質問は、村長が 3 回目のうその答弁をしたとなる可能性があり、落ち着いて事実を見直すとともに勘違いを起こさないようお願いしたいと思ひます。

少なくとも私の質問に、分からなければ分からないそれで結構です。考えがなければないでいいのですから、うそだけは言わないでいただきたい。

情報化社会の現在では、この議会の結果もインターネットによって、全国、どこにいる人でも見ることができ、公人である私も村長も個人情報の保護下には置かれたいと思つて

いいと思います。場合によっては、この村が、全国に恥をさらすということもあります。それだけ本村は、現在、環境と水には、注目と関心が、全国から集まっている村だと理解しております。

質問に入ります。

村長は、去る9月17日、本会議で議員の質問に答えて、自分が廃棄した物質はプラスチックであり、有害物質ではないと言っておられますが、昭和45年に国が定めた法律では、廃プラスチックはそのまま捨ててはならないことになっています。

村長、あなたは自分の土地であるとか、量が少量であるとか言われましたが、どういう法律で土地の指定や量の範囲が定められているのか答えていただきたいと思います。

また、あなたが投棄された土地は、多分戦後でしょうが、開墾された土地と聞いていますが、農地なのでしょうが。

更に、実際に投棄を始めたのは、いつ頃からか。そして何年間くらい続けられたのでしょうか。

以上、答弁をいただいた上、更に議論をさせていただきたいと思いますが、今後村が、廃棄物全体についてどう取り組んでいくべきかは、この件の後に村長の考えを聞きたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

質問の前の前置きに、私が、あたかもそう言ったような発言があったわけですが、大変残念なことだと考えています。

日郎議員の今回の通告は、まず、主として、9月定例議会において答弁された、村長自らが廃棄し、長年放置されてきたが、この度撤去した産業廃棄物についての疑問点について、これだけありますので、この関係につきましては、9月定例議会で申し上げたとおりでありまして、問題点はないことをその旨伝えておきます。

次に、今後村は、廃棄物全体についてどう取り組んでいくべきかについてお答えいたします。

片品村は、尾瀬国立公園と日光国立公園の二つの国立公園を有しており、このうち尾瀬国立公園は平成17年11月にラムサール条約湿地に登録されました。

また、平成20年6月には、環境省により水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、新たに制定されました「平成の名水百選」に、片品村の湧水群が選定されております。

この風光明媚な村を汚すことなく、長く後世に伝えていくことが、村の使命だと考えております。

さて、廃棄物処理の取組状況ですが、現在、村内の各家庭や事業系一般廃棄物として発

生したごみにつきましては、利根東部衛生施設組合で処理を行っております。

しかし、人里離れた山中など人目に付かない場所では、依然として投棄されたごみや、最近になって不法投棄されたと思われるごみも見受けられ、これらについては、地域住民の皆様や清掃ボランティア団体、また職員により撤去作業を実施しておりますが、完全に撤去するまでには、まだ相当の期間を要する状況であります。

本年度は、不法投棄の多い宇条田峠に、県より監視カメラを借り受け設置し、不法投棄の防止と抑制を実施しました。

さて、近年の地球温暖化等の環境問題は、廃棄物についても、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会構造の見直しが必要であります。国では、廃棄物の排出抑制、再生利用を目指した循環型社会を構築することを廃棄物対策の目標としており、施策展開が図られています。そのための廃棄物の減量化、リサイクル等を推進していくことが必要不可欠であります。

一般廃棄物に関しましては、平成3年に施行されたリサイクル法や容器包装リサイクル法等関係法令の整備により、現在では、資源ごみ回収などのリサイクル意識は、着実に村民に定着しつつあると思っております。

リサイクルへの取組は、消費者、業界、行政一体となって進めることが重要であります。

群馬県では、本年8月に群馬県レジ袋削減推進協議会を設立し、これまで実施してきたマイ・バッグ・キャンペーンと併せて、ごみ減量に向けた取組としてレジ袋の無料配布中止の県内一斉実施を進めております。本村もごみの減量に取り組むべく、この協議会に加入しております。

次に、不法投棄対策についてであります。廃棄物の不法投棄の発生が後を絶たないのは、誠に残念であります。

不法投棄の現状については、地域住民からの通報や職員による監視パトロールなどにより、本年度も不法投棄が発見されております。

不法投棄対策は、まず未然に防止することが大事であります。そのため、排出者の適正処理意識の向上を図るべく、更に周知を重ねていくことが必要だと思っております。

事例が発覚した場合の措置につきましては、法改正により、不法投棄に対する罰金額の大幅引き上げなど罰則の強化が図られております。悪質な違反者に対しましては、警察とも十分連携を取りながら、告発を前提として厳正に対処して行きたいと考えております。

廃棄物行政は、不法投棄など多くの問題を抱えております。その解決に向け今後とも様々な取組を実施していきたいと考えておりますので、議員各位のご協力とご指導を賜りますようお願いを申し上げます。萩原日郎議員への答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

私が通告した物には、主として村長が9月定例議会で答えたその中での疑問点を中心にと通告をさせていただいております。

そうした中で、ただいまの村長の答弁、9月に答弁したとおりでは、本当に納得はできないわけですし、この答弁大半が、既に各家庭に9月の議会日よりして届いております。そうした中で、答弁書の全文もありますけれども、時間の制約もありますので、この全文を読むのは控えさせていただきたいと思います。大きく三つに分けて聞いたことについて、話しをしていきたいと思います。

まず、廃プラスチックは、一般の所へ投棄してはいけないということについての村長の認識でありますけれども、あなたが事業をしているとき、当然親会社もあるいはあなたと同様に下請け事業をしていた人も何名かいると思います。当然親会社は、共通してその排出される部分については、処理の方法を指導といいますか、指示といいますかそういった方法をとっていたと思いますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

その質問にお答えさせていただく前に、日郎議員に一つお聞きしたいことがあります。

それは、ここに片品村議会報告として、萩原日郎議員も名前を連ねている6名の議員さんが、これは10月22日ですか、一部地域に配布したこの資料の関係について、一つお聞きしたい点があります。

この資料を見ますと、このごみを搬出したのが、針山集落の簡易水道水源地の上部より運び出したとあります。

これは日郎議員はご存じのように、針山の簡易水道は、かつて水圧がなくてそして消火栓も使えない。あるいはまた水の量の問題とかで、7年ほど前に4,200万円ほど掛けて針山の水源は、針山稲荷神社つまり通称穴観音、この岩の近くから採っていることはご存知ですよね。当然この4,200万円を掛けて水源を変えた時に議会に報告をして、そして予算を計上して、更には認定をいただいたわけですから、少なくとも3期以上の方々はそれを承知しているわけですよね。承知した中で、なぜこういった実際とはかけ離れた文書を配布したのか、私は逆にこの点についてお聞きしたいと思っています。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

私に与えられている時間は、40分という範囲でありますけれども、十分そういったこ

とに答えられるとも思いますので、答えさせていただきたいと思います。

ただいま村長、7年前に水源を新しい所へ求めたと言われましたけれども、現在でもこの水源は、万が一の時に補完用としてそのままにしてあると伺っております。更に、村長が廃棄した時期をまだお答えされていませんけれども、この水源が交換される以前ではなかったのかというふうにも思います。

そういった点をお答えいただいた上で、また議論していきたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

当然、これは古い話ですから、この水源の確かに変わる前であります。

しかし、それだとしても全くこの水源とは川筋が違うわけですから、そういった危険性があるということは全くありませんので、是非それは理解させていただきたいと思います。

しかもこういった文書が配布されることによって、多くのこれを手にした人たちは、まさにこの針山の利用している簡易水道が汚染されているという誤解をもちかねない。この文書は、そういうふうにもとれると思いますので、これは私も今回まで黙っていたわけでありまして、あまりにも執拗に追求するからこの辺を質問させていただいたということ、是非理解させていただきたいと思います。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

質問をしたおよそ3点について、お答えをいただきたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

このプラチックの削りカスにつきましては、当然あの程度の量では、当時は全く問題なかったわけです。ですから9月の答弁どおり、私はそれを沼田の産廃業者に持ち出しを指示したわけであって、そしてその産廃業者は、適正に処理をしたわけでありまして全く問題ありませんので、お答えしておきます。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

あの程度の量と言われますけれども、いわゆるプラスチックの削りカスを中心とした品物が、大型ダンプで何台かだというふうに聞いております。村長の言われるようなことですと片品村のあと何箇所かにああいったものが埋められているんだというふうに、村長が示唆するように受け止められます。

私は、私の知る範囲でそんなことは、万が一にもないだろうと考えているわけですが、村長その辺しっかりと親会社の指導も含めて答えていただきたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

親会社が、そういったことを指導したことはありません。

それからもう1点申し上げますけれども、ダンプで何台も運び出したと言いますけれども、そのごみを運ぶ途中に飛ばないようにとかそういう完全な方法をとるために、土を混ぜてそして土を掛けて、それであのよう運び出したということを、是非理解していただきたいと思います。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

量を特定することは難しいようではありますが、村長自身、自分がすべて携わってしたことでしょうかから何年間ぐらいそういう投棄をしたのかくらいは、おおよそ分かるんじゃないでしょうか。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

何年間とか付けていたわけではありませんけれども、もちろんあの面積を見られた方はご存知だと思いますが、あの荒れた土地の中に、わずか30坪や40坪の中に埋めた部分でありますからそんな量ではないということを、何年も埋めたように思わせる発言をしていますが、そういうことではないので、是非理解していただきたいと思います。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

何年でもないのでしたら、例えば2年か3年であるとかむしろそういうふうに見えるのではないのでしょうか。

私自身は、あの物質は多分ですよ、多分親会社も含めて焼却処理をするように指示してあった品物ではないかというふうに思います。現物を見てそれを動かす中で、極めて引火性の強い物質であるように感じます。

そういった点について、村長、実際のところですね、もうそれは大半が撤去され、多少土に混じっているかもしれませんが、大半が撤去されたということで、村長としては懸命な措置をとったと、私はあえてほめるわけではありませんけれども、外部からそういうことを聞かされた中で、村長がそういう行為をしたことについては、評価をしているつもりです。

村長、その辺について分かりやすく説明願いたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

この関係につきましては、先ほどから申し上げますように、おそらく一般的には、あの時期にそれを運び出すという、ようするに産廃業者をお願いするというのは、そうないかもしれませんが。ただ私は、自分のこういう立場上、そういった時期は考えずに、ようするに撤去をお願いしたわけでありませう。

日郎議員の今の質問の中で、何か持ち出してというような話がありましたが、だれが、だれの許可を得て、いつ持ち出したか、もし分かりましたら教えていただきたいんですけども。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

持ち出したというのは、村長が沼田の業者に指示して、あるいは依頼して持ち出したと、それが懸命だったというふうに思いますと。私が、それと同じ物質を手に行っているということについての村長の答えのように思いますけれども、実際に手にしております。

これはだれしもあそこで、あのような物が投棄してあったということ、なかなか予測した人はいないようです。実際に投棄されたのは、長い間出るいわゆる事業活動の過程で出る廃プラスチックを、それぞれの事業者がそれぞれの所で燃やして、燃やす量が大量でありますとプラスチック類というのは、全部燃えるのが間に合わないでどんどん溶けていくわけですね。そしてその溶けた液体は、下の方に溜まって行ってこれが固形化します。

そういった物が多分たくさん溜まって、それを投棄したのではないかというような話しをする人もいたので、そういうものがいわゆる風聞や先ほど申し上げた沼田利根某という人たちのところにも聞こえて、しっかりはつきりさせよというようなところにいたったのでしょうけれども、私が村長にどうしても聞いておきたいのが、親会社はいい加減な処理をするようには絶対に指示していないと思います。ほかに何社も同じように下請けをした人たちがいるわけですから、全部統一してまとめて親会社に持って来るなり、あるいはそれぞれので燃やして処理するようとか、そういう指示がなされていたと思いますけれども、村長その辺はどうなんでしょうか。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

今お答えをする前に、そうすると持ち出したのは、日郎さんが持ち出したということに理解してよろしいんでしょうか。誰の許可を得て持ち出したのでしょうか。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

私が、直接持ち出したわけではありません。私の知っている人たちが見に行き、工事をしている人に、「写真を撮っていいか」と言った場合に、「あぁいいですよ、どんどん撮ってください」と、「この品物を少しもらっていいか」と言ったら、「あぁいいですよ」といってもらったということでありませう。

それからまず先の話については、村長なるべく質問をしたことに答えてから、再質問でも良いですけれども、私に質問するようにしてください。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

先ほども申し上げましたように、親会社がそれをそういうふうに分けると、そういうことは聞いておりませう。

ただ一般的にですな、いえることは、窪地を平らにするために、そこに入れた程度のことなんでしょうけれども、それがそれほど大きな問題であるかどうか。あれは有害ではないということを是非知っていただきたいと思います。そして数量も全く問題ではないということも是非知っていただきたいと思います。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

有害か無害かは、なかなか一般的には分かりにくいものです。それを投棄してはいけないという法律を作った人たちは、一般の所に投棄されればそれは有害だと思っから指定して投棄してはいけないというふうになったのだと思います。

ちなみに私の手元に、ほんの一部ですからこれですべての廃棄物の標準とするわけにはいかない面もありますけれども、いわゆる専門の所に化学分析をしていただいた結果もあります。この中には、全体的にいわれる重金属化合物といわれる物質が、極微量ですけれども何種類も含まれていたというようなこともあります。たまたまこの中で、繰り返して言うておきますけれども、この結果が全量を分かるようにするということにはつながらないかもしれませんが、少なくともその物質の中に、鉛又は鉛化合物というかなり有害な重金属と理解できると思っますけれども、これが捨てる場合でも、指定された所に捨てる場合でも1当たり0.3mg以内という基準になっているようです。はっきり言うて私も法律について詳しく承知しているわけではありませんで、数値であるとか全体の問題であるとか自信を持って申し上げるわけではありませんで、こういった書類の数字についてのみ申し上げて、今後の判断の材料にさせていただきたいと思っわけです。繰り返しますが、0.3mg以内という鉛又は鉛化合物の量に対して、実際に検出されたのは1.7mgでありました。これは基準量の5倍強、6倍弱という量になるわけで、これが実際にその持ち込まれた物質に含まれていたという報告書だけで、どの程度地中に溶解して溶け出すものか。あるいは全く溶け出さないものかということも分かりませんで、そういうことだけ、まず村長自身にも知っていただきたいと思っます。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

この関係につきましては、ご存知のとおり産廃は産廃業者が、マニフェストを作って処理するわけでありませんで、これは全く問題ないということがはっきりしてしまっから、もし問題を感じるのであれば、沼田の北毛産廃ですっから行って是非確かめてきていただきたいと思っます。

それからだれが、どこから持ち出して、どこで検査をしたか分かりませんで、私が知らないところで持ち出した物が、どこで何を入れるかも分からないわけですっから。私は、しっかりとしまマニフェストの中で、産廃業者が処理してしまっから、是非そこに行って真実を聞いてきてください。

以上です。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

ただいま村長の言われたように、産廃業者が処理をしたというのは、多分9月の下旬であったろうと。今年の。この物質が埋められてあったのは、それまでということで、下流に住む地域の人たちそういう人たちが、どこまで承知していたかは分かりませんが、そういう物がある程度の量、埋められていたということについては、極めて不安感を与えているのではないだろうかと思うんですが。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

先ほど申し上げましたように、土をはがして撤去するまでに少し時間が掛かったのは、産廃業者がそれをすべて分析するわけです。

そうした中で、問題ないという状況の中で、なぜ日郎議員は、そこでそういうふうにごだわるのか。だから先ほど言ったように、問題を感じるのですしたら沼田の北毛産廃に行つて是非調べてください。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

問題を感じるって、産廃業者そのものが、持ち出されたということが、一番大事なんじゃないでしょうか。

実際に私が考えていたのは、多分長い間仕事をしている中で、焼却処理をしていたのが、いつからか焼却処理をしないようになったようなんですけれども、焼却処理の最中に溶けて溜まったプラスチックの塊を多分埋けたんだろうとしか思っていなかったわけですし、あれが掘り出されるという話を聞いた時には、あの状況を見た時にはがく然としたそのくらいの状況だったと。私だけでなくそれを見た人たちは、こんなことがしてあったのかと一様に言われたと。

掘り出す人たちにしても、村長の娘さんの嫁ぎ先の人たちというふうには聞いておりますけれども、「反対派がうるせえから掘り出すんさ」と、「掘り出してしまえば文句はないだろう」というような会話もされたそうですけれども。

私たちは、とにかくあれがどこまで有害か無害かは別として、あそこへ投棄されたこと

自体は、完全な違法投棄であるというふうに思うわけでして、最初に質問した三つの中で、あそこが仮に、仮に農地であったとすれば、まず第一に農地法違反ということもいえるわけでして、その辺をお答えいただいた上で、また議論をしていきたいと思えます。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

今、何か誤解をされているようですけれども、全く私の娘のところとは関係ないですよ。あれは上の土をはいだけであって、ああいう物を運び出すのは産廃業者なんです。それが北毛産廃なんです。それを誤解しないでいただきたいと思えます。今度、見に行けるように看板でも立てておきたいと思っています。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

あそこは農地だったのでしょうか。あるいは過去はそういうことがあったけれども、今は雑種地であるとかあるいは原野であるとか地目について、お答えをいただきたいと思えます。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

この関係は、前もって質問の中に入れておいていただければ、はっきりとした答弁をここでできるわけですが、決して逃げるわけではありませんから。

ただ40年以上前になると思えます。国が農振地域を作成する時に、針山地区では、あの辺一体は農地にむかないということで、集落としてはこれを農振に入れないとはずしたそうです。ところが、当時、時の組長さんが役場で策定する時に、面積が少ないから入れてほしいということで、あの辺の地域を入れたということでもありますから農地である可能性が十分あります。

ただ、農地であったとしてもですね、それを使えなくするわけではありませんから、家を造るとかそういうことではありませんから、平らにして使いやすくしているということは、それはかえって農地法に何か問題があるのでしょうか。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

ただいま農地であるかないかは、明らかでないというようなことであったと思います。

3点ほどの質問の中で、どのくらいの期間投棄していたのかということの答えもまだいただけていないわけです。これが長い期間そこに捨てていたとすれば、当然一回ごとに土を掛けて埋めたということは考えにくいわけで、その辺極めて不自然な村長の答えになっていくわけですが、村長その辺はいかがですか。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

これはそこに捨てたのをつけてあるわけではありませんから、それが半年かあるいは1年なのか細かいことは分かりません。いずれにしても古い話でありますから。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

かなり議論をさせていただきましたけれども、時間も残り少なくなってまいりました。実際に村長は、不法投棄ではないということを強くいわれていると思います。

しかしながら、不法投棄ではないという根拠は、村長が言葉の上で言っているだけで、法律上なんら根拠は示されていないとそういうふうに考えます。下流の住民にとっては、極めてこれから、場合によってはこれから水を飲むこともあり得る。そういう水源が、まだ残されている。更には、都会から来る人たちにもそういうものが利用される可能性がある。そういった地域環境を踏まえると、村長自身として、実際にこれを認めていないわけですから無理なこととは思いますが、客観的には、私は確実に不法投棄であり、場合によっては土壤汚染のおそれも残っているということを考えますと、村長自らの責任でこういうことが実際にされました。

しかし、きれいに一応片付けさせていただきました。そしてこの付近の土壤検査もして安全ですというようなことを、村長の手で証明して地域の人たちに公開するとそういうようなことが、最も大切ではないかと思しますので、今後検討をしていただきたいと思しますので、先ほど申し上げた物質の化学分析の結果については、参考のために村長にコピーですが、差し上げたいと思しますが、それを申し上げておいて、私の質問時間は終わらせていただきます。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

私は、先ほど申し上げましたように、どこで何を入れたか分からないような資料は、別にほしくはありません。

それからなぜあの程度のことを、これほど議会が時間を掛けて、そして費用を掛けて追求するのか。是非とも今度、針山の集落の奥の座禅草の群生地近くですから、私が看板を置いておきますから、皆さんが、なぜこの程度のことかというふうに、よくわかりますから来て見ていただきたいと思います。

以上です。

議長（入澤登喜夫君） 一般質問を終わります。

議長（入澤登喜夫君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

議長（入澤登喜夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 6 議案第 70 号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第 6、議案第 70 号 片品村税条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第 70 号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、地方税法の一部改正が平成 21 年法律第 9 号で公布されたことを受け、施行の期日が今後到来するものについての改正であります。

主な改正内容につきましては、村民税については、個人住民税の住宅ローン控除の創設関係であります。

固定資産税については、法改正に伴う固定資産税の納税義務者に関する所要の措置であります。

附則につきましては、第 1 条が施行期日を、第 2 条が村民税に関する経過措置を、第 3

条が固定資産税の経過措置をそれぞれ定めたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 星野純一君。

住民課長（星野純一君）

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第70号 片品村税条例の一部を改正する条例について、を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第7、議案第71号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の

一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第71号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、生活環境課統合による課名の変更でございます。

なお、前回の改正の折に一部もれがあったための改正でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第71号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第 8、議案第 7 2 号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第 7 2 号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、地方税法の一部改正が平成 2 1 年法律第 9 号で公布されたことを受け、この条例も所得割算出などで関連があり、今後施行の期日が到来するものについての改正であります。

主な改正内容は、国民健康保険税の減額及び減免の整備と上場株式等に係る配当所得及び譲渡損失並びに先物取引に係る雑所得等の見直しに伴い、改正等をするものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細説明を求めます。

住民課長 星野純一君。

住民課長（星野純一君）

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第72号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 片品村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第9、議案第73号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理
に関する条例の一部を改正する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第73号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につい
て、提案の説明を申し上げます。

今回の一部改正は、片品村農業協同組合が平成22年3月1日より利根沼田農業協同組
合と合併となり、名称が変更となるためでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願
い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君）

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。
これから、議案第73号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第73号 片品村防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議長（入澤登喜夫君） 暫時休憩いたします。
午後 零時05分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（入澤登喜夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10 議案第74号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について

議長（入澤登喜夫君） 日程第10、議案第74号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について、を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造君。
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。
議案第74号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について、提案の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法によって、義務付けられております自立促進計画に難視聴デジタル化改修工事の追加等変更の必要が生じたので、議会の議決をお願いするもの
でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく
お願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細説明を求めます。

むらづくり観光課長 佐藤八郎君。

むらづくり観光課長（佐藤八郎君）

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第74号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について、を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 片品村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のと
おり可決されました。

日程第11 議案第75号 平成21年度片品村一般会計補正予算（第5号）について

日程第12 議案第76号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2

号)について

日程第13 議案第77号 平成21年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第14 議案第78号 平成21年度片品村介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議長(入澤登喜夫君) 日程第11、議案第75号 平成21年度片品村一般会計補正予算(第5号)についてから、日程第14、議案第78号 平成21年度片品村介護保険特別会計補正予算(第2号)についてまでの、以上4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第75号 平成21年度片品村一般会計補正予算(第5号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に4,439万3,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ38億4,794万1,000円にお願いするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫補助金、県補助金、地方特例交付金、臨時財政対策債等が増額となり、前年度繰越金が減額であります。

歳出では、総務費で防災情報通信設備整備事業、民生費で介護保険福祉事業、障害者福祉事業、衛生費でし尿運搬経費負担金、土木費で建築物耐震改修促進事業、労働費で緊急雇用創出基金事業委託料等が増額となります。農林水産業費で設計管理委託料及び工事請負費が減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第76号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に2,422万2,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ8億508万7,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金528万2,000円、共同事業交付金1,800万円です。

歳出の主なものについては、保険給付費1,235万8,000円、共同事業拠出金1,245万円です。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第77号 平成21年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第1号)につい

て、提案の説明を申し上げます。

収益的収入の既決予定額から2,162万6,000円を減額し、1億2,714万9,000円とし、収益的支出の既決予定額から2,506万9,000円を減額し、1億2,364万1,000円にお願いするものです。

主な内容につきましては、収益的収入及び収益的支出ともに、尾瀬ロッジの指定管理者に伴う減額でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第78号 平成21年度片品村介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に1,064万9,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ3億6,233万3,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金の275万2,000円、支払基金交付金の316万7,000円、一般会計繰入金金の323万円であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の1,055万9,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 議案第75号から議案第78号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長(入澤登喜夫君) 日程第15、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

人権擁護委員 大竹長久氏の任期が、平成22年3月31日で満了となるため、引き続き大竹長久氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規程により、議会の意見を求めるものであります。

なお、推薦に当たりましては、75歳未満であること、人格識見等推薦基準に適合いたしますので、ご承認をお願いするものです。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。
これから、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。
したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

議長（入澤登喜夫君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。

午後 1時25分 閉会